

社会福祉法人 ちどり福祉会

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
特別養護老人ホームいきいき箱崎（サテライト型）運営規程

第一章 総則

（規程の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ちどり福祉会が老人福祉法第15条第4項の規定に基づき設置の認可を受け、介護保険法第78条の2第1項の規定に基づき指定を受けたユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設いきいき箱崎（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

（施設の目的及び運営の方針）

第2条 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホームいきいき箱崎
所在地 福岡市東区箱崎6丁目18番7号

（入所定員）

第4条 施設の入所定員は29名とする。

（定員の遵守）

第5条 施設は、入所定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第二章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種及び員数）

第6条 施設に次の職員を置く。

- | | | |
|-----|-------------|-------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) | 医師 | 1名 |
| (3) | 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) | 看護職員 | 3名以上 |
| (5) | 介護職員 | 14名以上 |
| (6) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (7) | 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (8) | 栄養士または管理栄養士 | 1名以上 |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他職員を置くこととする。

(職務の内容)

第7条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 施設長 (管理者)
理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を統括する。
- (2) 医師
入所者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関することを行う。
- (3) 生活相談員
入所者の生活相談及び援助に関することを行う。
- (4) 看護職員
医師の指示により入所者の看護、保健衛生に関することを行う。
- (5) 介護職員
入所者の日常生活の介護に関する業務を行う。
- (6) 介護支援専門員
入所者のケアマネジメントに関する業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員
入所者の機能訓練指導に関する業務を行う。
- (8) 栄養士または管理栄養士
献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関することを行う。

(勤務体制の確保等)

第8条 施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 前項の職員の勤務の体制を決めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行うものとする。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。
- 3 施設は、当該施設の職員によって指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。その際、施設は介護保険法第8条第2項に規定する政令等で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第三章 ユニット数およびユニットごとの入所定員

(ユニット数およびユニットごとの入所定員)

第9条 ユニット部分のユニット数およびユニットごとの入所定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 3ユニット
- (2) 1ユニットの入所定員
9名 1ユニット
10名 2ユニット

第四章 入所及び退所

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第12条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではならないものとする。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で、定期的に検討するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第14条 施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第15条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所できるようにしなければならない。

第五章 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第16条 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 2 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成するものとする。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得、入所者又は家族に交付するものとする。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
 - 8 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接すること、定期的の実施状況の把握の結果を記録することにより行うものとする。
 - 9 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定を受けた場合、入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 10 第1項から第6項までの規定は、第7項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

- 第17条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な

援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 施設の職員は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 7 施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

- 第18条 介護は、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入所者の日常生活における家事を、入所者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 施設は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上を基本とし、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には清拭をもって入浴の機会の提供に代えるものとする。
 - 4 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
 - 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入所者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 9 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供及び栄養管理)

- 第19条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 食事の時間は、朝 午前8時00分 昼 午前12時00分 夕 午後6時00分を基本とする。ただし、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供することも可能な体制を整え、入所者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 施設は、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。
 - 5 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(相談及び援助)

第20条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第21条 施設は、入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに入所者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第22条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第23条 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(健康管理)

第24条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(衛生管理等)

第25条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果の周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録する。
 - (4) 前3項に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第26条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| 一 | 協力医療機関 | 千鳥橋病院附属千代診療所 |
| | (所在地) | (福岡市博多区千代5丁目11番38号) |
| | (所在地) | 千鳥橋病院 |
| | (所在地) | (福岡市博多区千代5丁目18番1号) |
| 二 | 協力歯科医療機関 | 千鳥橋病院附属歯科診療所 |

- (所在地) (福岡市東区馬出4丁目8番21号樋口産業ビル2階)
たたらリハビリテーション病院・歯科
- (所在地) (福岡市東区八田1丁目4番66号)

- 2 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 3 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出るものとする。
- 4 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 6 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

第六章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

- 第27条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供した際には、入所者から別表1に掲げる利用料、加算利用料、居住費及び食費の支払を受けるものとする。
ただし、入所者が介護保険負担限度額認定その他の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。
- 2 施設は、前項に定めるもののほか、別表2に掲げるその他の費用の支払を受けることができる。
 - 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明証の交付)

- 第28条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第七章 施設の利用に当たっての留意事項

(留意事項)

- 第29条 入所者は、次の各号に掲げる事項を守るものとする。
- (1) 日常生活は、施設長（管理者）が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。

- (2) 他の入所者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- (3) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (4) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内にもちこまないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (6) 飲酒は、施設長（管理者）が定めた時間と場所で行うこと。
- (7) 利用者及び利用者の家族等は、下記の禁止行為を行わないこと。
 - ア 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - 例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く 等
 - イ 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - 例：大声で威嚇する／特定の職員に嫌がらせする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
 - ウ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等の性的ないやがらせ行為）
 - 例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

（面 会）

第30条 入所者に面会しようとする者は、続柄、用件等を施設長（管理者）に申し出、指定した場所で面会するものとする。

（外出・外泊）

第31条 入所者が外出または外泊を希望する際には、事前に施設長（管理者）に申し出るものとする。

（健康保持）

第32条 入所者は、努めて健康に留意し、特段の事情がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けるものとする。

（身上変更の届出）

第33条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じた際には、速やかに施設長（管理者）に届け出るものとする。

第八章 非常災害対策

（非常災害対策）

第34条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第九章 その他施設の運営に関する重要事項

（掲示）

第35条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとするほか、ウェブ

サイトに掲載・公表するものとする。

(秘密保持等)

第36条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(身体拘束等の適正化)

第37条 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（「身体的拘束等」）を行わないものとする。

- 2 施設は、前項の緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催し、その結果の周知徹底を図る。
- 4 施設は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 施設は、介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための定期的な研修及び新規採用時の研修を実施し、その内容について記録するものとする。

(苦情処理)

第38条 施設は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携等)

第39条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第40条 施設は、入所者の健康状態が急変した場合は、配置医師等に連絡し必要な処置をとるとともに、あらかじめ届けられた家族等の連絡先に速やかに連絡するものとする。

- 2 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、あらかじめ配置医師による対応またはその他の方法による対応方針を別途定めるものとする。

- 3 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第41条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (4) 施設は、職員に対し、事故発生の防止及び発生時の対応に関する研修を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録する。
 - (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第42条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的及び新規採用時に実施し、その内容について記録する。

(業務継続計画の策定等)

第43条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討等)

第44条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第45条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(運営推進会議)

第46条 施設が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 施設は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を別に定める。

(サービス提供に関する記録の整備)

第47条 施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 入所者名簿
- (2) 入所者台帳(入所者の生活暦、病歴、入所前の居宅サービスの利用状況、処遇に関する事項その他必要な事項を記載したもの)
- (3) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (4) 施設サービス計画
- (5) 具体的なサービス内容等の記録
 - ア 処遇日誌
 - イ 献立その他給食に関する記録
 - ウ 入所者の健康管理に関する記録
- (6) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (7) 市町村への通知に係る記録
- (8) 苦情の内容等の記録
- (9) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(施設運営に関する記録の整備)

第48条 施設は、職員、設備、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- (1) 運営に関する記録
 - ア 事業日誌
 - イ 沿革に関する記録
 - ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
 - エ 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
 - オ 重要な会議に関する記録
 - カ 月刊及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
 - キ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- (2) 会計に関する記録
 - ア 収支予算及び収支決算に関する書類
 - イ 金銭の出納に関する記録
 - ウ 債権債務に関する記録
 - エ 物品受払いに関する記録
 - オ 収入支出に関する記録
 - カ 資産に関する記録
 - キ 証拠書類綴

(教育・研修)

第49条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

(補則)

第50条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

- この規程は、2011年 5月1日から施行する。
- この規程は、2011年 8月1日改訂、施行する。
- この規程は、2012年 4月1日改訂、施行する。
- この規程は、2012年 11月1日改訂、施行する。
- この規程は、2013年 4月20日改訂、施行する。
- この規程は、2014年 4月1日改訂、施行する。
- この規程は、2015年 4月1日改訂、施行する。
- この規程は、2017年 2月1日改訂、施行する。
- この規程は、2018年 4月1日改訂、施行する。
- この規程は、2018年 4月1日改訂、施行する。
- この規程は、2019年10月1日改訂、施行する。
- この規程は、2021年 8月1日改訂、施行する。
- この規程は、2022年10月1日改訂、施行する。
- この規程は、2024年 4月 1日 改定、施行する。

【別表1（第26条第1項関係）】

利用料（1日あたり）

要介護度区分	利用料	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護度1	7,126円	713円	1,426円	2,138円
要介護度2	7,868円	787円	1,574円	2,361円
要介護度3	8,652円	866円	1,731円	2,596円
要介護度4	9,415円	942円	1,883円	2,825円
要介護度5	10,146円	1,015円	2,030円	3,044円

加算利用料（1日あたり）

加算の内容	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46	48円/日	96円/日	144円/日
看護体制加算（Ⅰ）	12	13円/日	25円/日	38円/日
看護体制加算（Ⅱ）	23	24円/日	48円/日	72円/日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	46	48円/日	96円/日	144円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	13円/日	25円/日	38円/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	21円/日	42円/日	63円/日
外泊時費用	246	257円/日	514円/日	771円/日
初期加算	30	32円/日	63円/日	94円/日
退所時栄養情報連携加算	70	74円/回	147円/回	220円/回
再入所時栄養連携加算	200	209円/回	418円/回	627円/回
退所前訪問相談援助加算	460	481円/回	962円/回	1,443円/回
退所後訪問相談援助加算	460	481円/回	962円/回	1,443円/回
退所時相談援助加算	400	418円/回	836円/回	1,254円/回
退所前連携加算	500	523円/回	1,045円/回	1,568円/回
退所時情報提供加算	250	262円/回	523円/回	784円/回
協力医療機関連携加算（1） （令和7年3月まで）	100	105円/月	209円/月	314円/月
協力医療機関連携加算（1） （令和7年4月以降）	50	53円/月	105円/月	157円/月
協力医療機関連携加算（2）	5	6円/月	11円/月	16円/月
栄養マネジメント強化加算	11	12円/月	23円/月	35円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	90	94円/月	188円/月	282円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	110	115円/月	230円/月	345円/月
療養食加算	6	7円/食	13円/食	19円/食
配置医師緊急時対応加算 勤務時間外	325	340円/回	680円/回	1,019円/回
配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間	650	680円/回	1,359円/回	2,038円/回
配置医師緊急時対応加算 深夜	1300	1,359円/回	2,717円/回	4,076円/回
看取り介護加算Ⅰ（31日～45日）	72	76円	151円	226円
看取り介護加算Ⅰ（4～30日前）	144	151円	301円	452円
看取り介護加算Ⅰ（前日・前々日）	680	711円	1,422円	2,132円
看取り介護加算Ⅰ（死亡日）	1280	1,338円	2,676円	4,013円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	5円	9円	13円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150	157円/月	314円/月	471円/月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	126円/月	251円/月	377円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	4円/月	7円/月	10円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	14円/月	27円/月	41円/月
排せつ支援加算（Ⅰ）	10	11円/月	209円/月	314円/月
排せつ支援加算（Ⅱ）	15	16円/月	32円/月	47円/月
排せつ支援加算（Ⅲ）	20	21円/月	42円/月	63円/月

自立支援促進加算	280	293円/月	586円/月	878円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	42円/月	84円/月	126円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50	53円/月	105円/月	157円/月
安全対策体制加算（入所初日のみ）	20	21円	42円	63円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	11円/月	21円/月	32円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	6円/月	11円/月	16円/月
新興感染症等施設療養費	240	251円	502円	753円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	105円/月	209円/月	314円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	11円/月	21円/月	32円/月
低栄養リスク改善加算	300	314円/月	627円/月	941円/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	30	32円/月	63円/月	94円/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	60	63円/月	126円/月	189円/月
精神科医療養指導加算	5	6円	11円	16円
若年性認知症入所者受入加算	120	126円	251円	377円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	209円	418円	627円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の14.0%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の13.6%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の11.3%相当金額を加算			
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の9.0%相当金額を加算			

外泊時費用の算定期間終了後は居住費のみを頂きます。

居住費（1日あたり）

利用者負担		第4段階	第3段階①②	第2段階	第1段階
金額	ユニット型個室	2,066円	1,370円	880円	880円

食費（1日あたり）

利用者負担	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金額	1,445円	1,360円	650円	390円	300円

【別表2（第26条第2項関係）】

その他の費用：施設が提供する特別なサービス、利用者が選択する特別なサービス

電気使用料として	ラジオ&カセット・電気毛布 他 テレビ・冷蔵庫 他 在宅酸素	3円/日 各30円/日 30円/日
おやつ代として	15時のおやつ	110円/日
予防接種など		実費
個別に選択するサービス	クリーニング代(ウールや毛布など洗濯機で困難なもの) サークル・クラブ活動に係る材料費 外出の際の食事・買い物代 理美容代	実費

※胃瘻を増設されていらっしゃる方はおやつ代を戴きません。